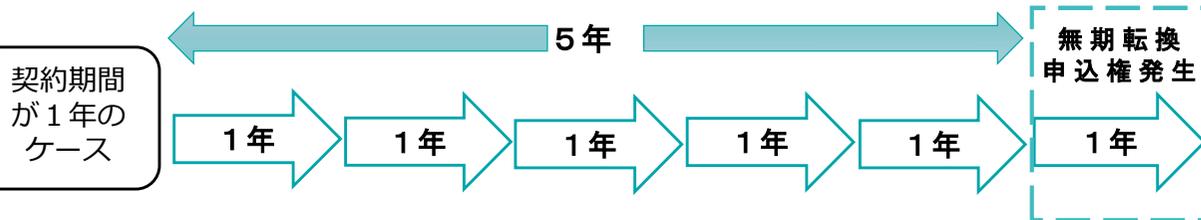


～すべての企業が対象です～
無期転換ルールについて

無期転換ルールとは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期労働契約者（契約社員やアルバイトなど）からの申し込みにより、次の契約から無期労働契約に転換されるルールのことをいいます。

無期転換によるメリット

- ①意欲と能力のある労働者を確保しやすくなる ⇒ 会社の実務等に精通する無期契約労働者を比較的容易に確保できます！
- ②長期的な人材活用戦略を立てやすくなる ⇒ 無期転換することで長期的な視野に立って社員育成を実施できます！
- ③正社員等に転換すると助成金を受けられます ⇒ 助成金の概要については「無期転換ポータルサイト」をチェック！



（無期転換ルールの特例）

- ①高度な専門的知識を有する有期契約労働者
 - ②定年後引き続いて雇用される有期契約労働者
- 上記①②に該当する労働者は、有期雇用特別措置法に基づく特例認定を労働局から受けている場合、無期転換申込権が発生しません。

《無期転換申込機会の明示、無期転換後の労働条件の明示が義務化されました》

①無期転換を申し込むことができる旨（無期転換申込機会）の明示

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、該当する有期労働契約の契約期間の初日から満了する日までの間、無期転換を申し込むことができる旨を明示する必要があります。

初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も、有期労働契約を更新する場合は、更新の都度、上記の明示が必要です。

あわせて、無期転換に関する相談体制の整備も必要となります。

②無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を書面により明示する必要があります。

なお、無期転換後の無期労働契約の労働条件は、特段の定めをしない限り、無期転換前と同一の労働条件が適用されます。

あわせて、対象労働者に無期転換後の労働条件に関する定めをするに当たって、就業の実態に応じ、他の通常の労働者との均衡を考慮した事項（例：業務内容など）について説明するように努める必要があります。

詳細は無期転換ポータルサイトをチェック→



【無期転換ルールに関する問い合わせ先】
愛媛労働局 雇用環境・均等室
TEL：089-935-5222

【助成金に関する問い合わせ先】
職業対策課分室（助成金センター）
TEL：089-987-6370